

# 甲府市開発許可基準見直しに係る基礎調査業務委託 特記仕様書

## 第1章 総則

### 第1条 適用

本仕様書は、甲府市が発注する「甲府市開発許可基準見直しに係る基礎調査業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

- 2 本仕様書に明示なき事項等は「設計業務等共通仕様書（山梨県県土整備部、平成30年10月一部改定）」（以下「共通仕様書」という。）を準用するものとする。

### 第2条 業務の目的

本業務は、甲府市都市計画マスタープランに基づき「集約と連携による持続可能な都市構造を目指す」ため、市街化調整区域の開発許可立地基準の運用を検証、評価することを目的とする。

### 第3条 履行期限

契約締結の日から令和元年9月30日までとする。

### 第4条 技術者

本業務の目的を十分に理解したうえで、都市計画に関する業務の実務経験が豊かな者を技術者として適正に配置するとともに、高度の技術・知識を有する者を管理技術者及び照査技術者として配置し、監督員に必要な書類を提出すること。

- 2 担当技術者、管理技術者及び照査技術者は、技術士（総合技術監理部門－建設－都市及び地方計画又は建設部門－都市及び地方計画）、シビルコンサルティングマネージャ：RCCM（都市計画及び地方計画）、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者－調査・計画）等の業務内容に応じた資格を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

また、直接的かつ恒常的な雇用関係（参加申請日以前3か月以上の継続した雇用関係があること）がなければならない。

- 3 担当技術者、管理技術者及び照査技術者は、兼ねることはできない。

### 第5条 業務実績情報システム（テクリス）

受託者は、契約時又は変更時において、委託料が500万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受託・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受託時は契約後、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の閉庁日（以下、閉庁日）を除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き15日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き15日以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き15日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

### 第6条 業務計画書

受託者は、契約締結後14日（休日等含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

- 2 業務計画書には、契約図書に基づき次の事項を記載するものとする。
  - (1) 業務概要
  - (2) 実施方針
  - (3) 業務工程
  - (4) 業務組織計画
  - (5) 打合せ計画
  - (6) 成果品の品質を確保するための計画
  - (7) 成果品の内容、部数
  - (8) 使用する主な図書及び基準
  - (9) 連絡体制(緊急時含む)
  - (10) 使用する主な機器
  - (11) その他
- 3 受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4 監督員が指示した事項については、受託者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

## 第7条 成果物の提出

受託者は、本業務等が完了したときは、成果物（管理技術者又は配置した照査技術者による照査報告書を含む。）を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。

- 2 成果物は、電子データ及び紙による資料、記録、報告書等を次のとおり提出する。
  - (1) 報告書（A4版ファイル綴じ） 2部
  - (2) 電子媒体（CD-R） 2部
  - (3) その他必要資料・データ 1式
  - ・電子媒体はPDF形式とオリジナルデータ形式の2種類を納品するものとし、各種図面データも同様とする。
  - ・成果品に文献資料等を引用する際は、著作権侵害等の問題が生じないように、必要な手続きを踏んだうえで、その出典を明示するものとする。
  - ・庁内各種打合せの関連資料、打合せ記録簿等は、報告書に含む。

## 第8条 関連法令及び条例の遵守

受託者は、本業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

## 第9条 注意事項

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、本市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解したうえで適切な人員配置のもとで進めること。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、最新の国の動向や情報及び他都市の事例等を広く収集すること。
- (3) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (4) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承認を得ること。
- (5) 受託者は、甲府市個人情報保護条例（平成15年条例第42号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (6) 成果物の所有権、著作権、利用権は、本市に帰属するものとする。
- (7) 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、本市の許可なく他に公表、貸与、使用、複製、漏洩をしてはならない。
- (8) 本業務の実施期間中は、計画工程・組織体制を随時綿密に見直し履行期間を厳守すること。なお、履行期間の延長は認めない。ただし、本市が認める特別な理由がある場合は、この限りではない。
- (9) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

## 第2章 業務内容

### 第10条 作業内容

本業務は、次の事項に従って実施するものとする。

#### (1) 計画準備

本業務の目的を十分に把握したうえで、合理的かつ効率的に作業を遂行するため、適切な技術者の配置や作業スケジュール等を検討し、業務計画書を作成する。

#### (2) 上位関連計画等の整理

甲府市都市計画マスタープランや都市計画に関わる分野別計画（甲府市公共施設等総合管理計画、甲府市リニア活用基本構想、甲府農業振興地域整備計画等）について、市街化調整区域における計画を整理する。

#### (3) 甲府市及び隣接市町における人口動態及び住宅建築動向等の調査及び整理

国勢調査や都市計画基礎調査等を基に、甲府市及び隣接市町（甲斐市、笛吹市、山梨市、中央市、昭和町）における人口動態及び住宅建築動向等について整理する。

なお、隣接市町において調査した資料については、受託者が収集等をするものとする。

#### (4) 都市計画法第34条関係運用状況整理と課題抽出

市街化調整区域の開発動向について整理するとともに、上記（2）、（3）の結果を基に都市計画法第34条第1号から第14号までの運用上の課題等を抽出する。

なお、甲府市立地適正化計画策定業務に伴う都市構造分析資料も活用するなかで行う。

#### (5) 報告書作成

収集した資料や調査検討結果をとりまとめた報告書の作成を行う。

#### (6) 打合せ協議（4回）

業務を円滑に進めるため、業務着手時、業務中間等に打合せ協議を実施する。

### 第11条 打合せ等

本業務等を適正かつ円滑に実施するため、担当技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

2 着手時・業務等の区切り・完成時において、担当技術者・管理技術者・照査技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受託者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

3 管理技術者は、この特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議する。

4 本業務に関する打合せ記録簿の整理は受託者が行い、監督員に提出するものとする。なお、打合せ協議は、必要性がある場合に随時行い、業務の進捗は定期的に報告する。